



タイトル Title	韓国におけるイデオロギーと日韓関係 : 韓国における「民主化」の意味を巡る葛藤
著者 Author(s)	木村, 幹
掲載誌・巻号・ページ Citation	Minerva人文・社会科学叢書120『20世紀日本と東アジアの形成 : 1867～2006』, 214-239
刊行日 Issue date	2007-05
資源タイプ Resource Type	Book / 図書
版区分 Resource Version	author
権利 Rights	
DOI	
JaLDOI	
URL	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/90000498

はじめに

一九八七年の民主化から既に一九九一年。この間に四回の大統領選挙が行われ、四人の大統領が誕生した。大統領が巨大な制度的権力を有するこの国では、その度毎に、政権の中枢に座る勢力や人脈も交代し、目まぐるしい変化を続けてきた。政党の枠組みも、大統領選挙の度に流動化し、盛んな様々な勢力による盛んな合縦連衡が行われている。大統領の任期を五年一期に限る憲法の規定ともあいまって、このような流動的で不安定な政治状況の中で、大統領は巨大な権限を有しつつ、早期にレ임ダック化することを余儀なくされる。

流動的で制度的に不安定な政治状況は、同時に、政権そのもの、或いは政権内における地位を伺う政治家をして、自らの個人的言説へと大きく依存せざるを得なくする。制度的な基盤を強く有さず、それ故、長期的な視野よりも、「次の選挙」を念頭において行動しなければならない彼等の発言は、有権者を自らの側に振り向かせる為にも、勢い、短期的な視野に立ち、刺激的なものとなる傾向を持つこととなる。このような状況の中、相対的に大きな文化的画一性を有する韓国社会においては、ナショナリスティックな言説が容易に動員されることとなる。ナショナリスティックな言説の過剰は、時に、この国の外交政策を不安定なものとなし、周辺諸国との関係に障害を齎すこととなる。勿論、そのことはわが国との関係においても例外ではない。

こうしてみると、韓国の状況は一見、極めて流動的で不安定であるかに見える。しかしながら、同時に私達が注目しなければならないのは、この国においては、流動的な政治状況の中、過酷にさえ見える政治的競争が展開される一方で、一九八七年の民主化直後に制定された憲法の下、民主主義的な政治慣行が確立している、ということである。即ち、韓国の各政治勢力は、大統領職を巡っての激しい政治的競争を繰り広げる一方で、その競争自身は憲法が予定した制度的範囲に限定されている。就中、重要なことは、そこにおける敗者が、潔く敗北を認め、これに従ってきたことである。それが決して簡単なことではないことは、多くの国の事例が物語っている。

しかし、それならば韓国では、どうしてこのようなことが可能であったのだろうか。ここにおいて第一に我々が想起すべきは、そもそも民主化とは、それまでの体制を打倒、或いは決定的に転換することにより実現されるものであるということであろう。その意味で民主化とは一種の「革命」なので、その「革命」を成功裏に進めることが如何に困難であるかについては、既に政治学の様々な分野において論じられてきた通りである。しかしながら、第二に重要なのは、それが単なる前体制の打倒のみならず、新たな特定の体制、即ち、何らかの意味での「民主的」体制の構築を要求している、ということであろう。言い換えるなら、民主化が単なる「革命」や「クーデタ」と異なるのは、それが前体制の破壊、という「入り口」の部分のみならず、新体制の構築という、「出口」の部分においても制約を与えているということである。このような二重の制約の結果、民主化の過程は、単なる「革命」や「クーデタ」よりも遥かに困難なものとなることを運命付けられている。第三に、にも拘わらず厄介なことは、その「出口」、即ち「民主的」体制なるものの定義が、実は極めて曖昧模糊としたものであることである。それ故その過程は自分達が目指している「出口」がどこなのかを巡って紛糾することを余儀なくされる。

「民主的な手続を経た」ことが、体制や政権の存立を「説明」する要因の一つでしかあり得ない以上、民主化以後の体制や政権、特に後者が自らの存立理由を探し出すことは容易ではない。実際、多くの発展途上国に見られるように、このような過程に失敗した時、結果として出現するのは、民主化の結果成立した政権が期待されるだけの統治能力を有することができず、甚だしくは自己崩壊してしまう、という現象である¹。「出口」について厄介なことはもう一つある。逆に民主化の過程においては、特定の勢力やそれが掌握する政権が、正に彼らが主導して民主化を達成したそのことが故に、民主化に由来する支配の正統性を独占し、結果、新たな政権掌握勢力とそれ以外の勢力との間に極端な政治的不均衡が招来される可能性も存在する。重要なことは、民主化が、単なる制度的民主主義の導入に留まらず、進んで、「複数の勢力間の有効な競争が存在し、必要に

¹ この点については、I. William Zartman, *Collapsed States*, Boulder, CO: Lynne Rienner Publishers, 1995 の各所。

じて政権交代が可能な状態」までを要求するものであるとするならば、民主化以後の体制においては、複数の政治勢力が各々の支配の正統性を分有し、にも拘わらず、彼らの間の競争が「民主的」制度それ自体をも破壊しないような限度内で展開される状況が実現されねばならない、ということであろう。

それでは、韓国は、自らの民主化の過程においてこの問題をどのように解決していったのであろうか。まず、その前提としての「権威主義的」体制下の状況から見てゆくこととしよう。

第一節 軍事クーデタと「再建国民運動」

韓国における「権威主義的」体制の始まりをどこに求めるのかは、それ自身極めて論争的な問題である。この問題を考える上で重要なのは、それが最も極端な状況に置かれた場合にさえ、韓国においては一九四八年の独立以後、あらゆる形での「選挙」が数年以上にも渡って完全に停止されたことはなく、また、様々な制限こそ存在したものの、行われた「選挙」においては一定の — そして多くの場合は真剣な — 競争が存在した、ということであろう。就中、通常、「独裁的」な政権であったとされることの多い李承晩政権は、少なくともその前半期においては、他勢力との競争的な選挙の結果として成立したものであり、それが時の政権による上からの操作や選挙への介入のみによって実現されたと言うことはできない。言うまでもなく、その背景にあったのは、初代大統領李承晩の独立運動に由来する独自の正統性であった。第一共和国期の李承晩による「独裁性」は、寧ろ李承晩とその周囲にいる者達が、自らの独立運動に由来する正統性を利用して、与えられた政治的権力を制度的権限をも越えて恣意的に行使しようとしたことの結果であったというべきかもしれない²。

しかし、李承晩政権も末期に差し掛かる頃となると、李承晩の独立運動に由来する正統性は次第にその効果を失うようになり、時の政府はそれを政府と与党の一体化した「政府党」的体制を構築することにより補うように努めることとなる。重要なことは、韓国においてはこのような政府・与党の努力の結果、主として農村部における在地社会名望家が政府党の下に組織化されて行ったことである。これにより政府党は農村部における安定的得票を期待することが可能となった。他方、言うまでもなくこのような名望家を足がかりにしたような形での政府党の社会への浸透は、流動性著しい韓国の都市部においては困難であり、逆に都市部の住民は政府への批判を強めてゆくこととなる。このような結果、一九五〇年代後半になると「与村野都」、即ち、農村部において与党が優位する一方で、都市部において野党が躍進する、という状況が出現する。

見落とされてはならないのは、この当時においては、韓国の人口の圧倒的多数が農村部に居住しており、それ故、この「与村野都」的構造は、時の政権が自らの支配を維持するに十分なものであったということである。そして、そのような構造は、一九六〇年の「四月革命」以後も、第二共和国と、五一六軍事クーデタ直後の軍事独裁体制を挟んで、一九六三年以降の朴正熙の第三共和国へと引き継がれることとなる。しかしながら、ここにおいて厄介であったのは、李承晩とは異なり、大統領選挙における候補者としての朴正熙が、自らの過去の経歴に由来する、政治的指導者としての個人的な正統性を著しく欠いた人物であった、ということである。与党であった民主共和党が、野党勢力の分裂にも助けられて、安定多数を容易に維持していたのとは対照的に、大統領選挙における朴正熙は、最初の大統領選挙であった六三年選挙において、これまた不人気であった筈の第二共和国期の「旧政治人」の一人、前大統領の尹潽善にさえ敗北の間際まで追い込まれる始末であった。言うまでもなく、このような状況を齎したのは、朴正熙自身の個人的「資質」よりは、その経歴、即ち、日本の陸軍士官学校を卒業し、満洲軍士官として任官したと言う日本統治時代の彼の経歴と、軍事クーデタという形式をとった政権掌握の手法にあった。比喩的な表現が許されるなら、六三年段階での朴正熙はその「過去」の経歴とその「現在」における立場の双方において、「民主的」な韓国の指導者足るべき正統性を、決定的に欠いた人物であったのである。

それ故、朴正熙政権には新たな「正統性」を獲得する為の論理が必要であった。そのような朴正熙と革命

² 李承晩政権については、拙著『韓国における「権威主義的」体制の成立』（ミネルヴァ書房、二〇〇三年）を参照のこと。

主導勢力がクーデタ成功直後から展開したのが、所謂「再建国民運動³」であった。その実践綱領が強調したのは、次の五つの点であった。即ち、第一は「容共中立主義の排斥」であり、それが第二共和国期に見られた「革新」勢力の排斥を意味していることは明らかであろう。第二は「耐乏生活の強行」であり、これは第二共和国期の性急な経済状況改善を求める世論への批判を意味している。第三は「勤労精神の発揮」、即ち、国家「再建」の為の禁欲的労働の勧めである。第四は、「生産の増進」であり、当時最大の問題であった経済問題に対する解決への方向を示そうとするものである。第五は「道義心の培養」であり、当時の「腐敗した社会」への批判の意味が込められている。

この過剰な迄に精神主義的で、且つ、日本統治期の雰囲気をも多分に残す「運動」の背景にあったのは、朴正熙らの次のような状況認識であり、また、主張であった。即ち、彼らによるならば、それまでの韓国は「腐敗」した「一部富裕階層」出身の「旧政治人」に支配されてきた。彼らによる長年の支配は、彼らのみならず社会全体もが「腐敗」する状況を生み出している。言い換えるなら、今日の韓国が抱える全ての問題はこの「旧政治人」の支配の結果である。このような腐敗・墮落は、社会において「容共」的な主張をも容認する事態を生み出すに至っており、最早、このような状況をこれ以上座視し、この国の行方を「旧政治人」達に任せておくことはできない。必要なのは、これらの「旧政治人」「一部富裕階層」に代わる人々が、新たに国家を「再建」することであり、このような国家と民族の「再建」と「中興」を達成できるのは、「一部富裕階層」とは無縁の「新たなる指導者」である。同時にトルコのケマル・アタチュルクや日本の明治の元勳達がそうであったように、ここにおいては「上から」の強力なリーダーシップが必要である。「新たなる」「強力なリーダーシップ」を有する指導者、それは果敢な軍事「革命」の遂行者であるこの朴正熙以外に存在しない⁴。

しかしながら同時に見落とされてはならないのは、この「運動」が、その主張する「再建」の結果として、当時の韓国が直面していた経済問題の解決が得られることを明確に述べていることであろう。この意味で、朴正熙らの主張は、彼らが自らのそれに先立つ「第一革命」として位置付けた「四月革命」のそれよりも、寧ろ、五六年の大統領選挙において民主党候補者・申翼熙が採用した「生活できないから変えてみよう」というスローガンにより類似したものであったといえる⁵。尤も、ここにおいて朴正熙と申翼熙が異なったのは、大統領選挙最中に倒れた申翼熙が自らの主張の信憑性とその統治の「結果」を問われることがなかったのに対し、自らが政権を掌握した状態からこの「運動」をはじめなければならなかった朴正熙はその「結果」を示さねばならなかった、ということであった。

それではこのような朴正熙の「イデオロギー」は彼らとその支配を維持するに当って、果たしてどの程度貢献したのであるだろうか。次にその点について見てみることにしよう。

第二節 「旧政治人」の敗退

結論から言うなら、朴正熙らの主張した新たなる政権正統化の為のイデオロギーには明確な限界が存在した。即ち、これらのイデオロギーは、第二共和国以前の体制や「旧政治人」を非難するには有効ではあっても、肝心の朴正熙や彼を取り巻く勢力の支配の正統性や優越性を証明する何らの要素をも含んでいなかった。実際、「旧政治人」達もその点を良く理解していた。一九六三年の大統領選挙において尹潽善は、この点について、「反共」イデオロギーを唱える朴正熙その人こそが、実は麗順反乱事件において共産主義者との嫌疑をかけられた人物であることを「暴露」し、朴正熙の論理が破綻していることを印象付けようと努力した。選挙戦は接戦となり、朴正熙は辛くも大統領に当選する。

³ この運動については、例えば、再建国民運動本部『再建国民運動』（再建国民運動本部、一九六三年六月）。また、<http://www.54post.go.jp/history/11-4.htm>（アドレスは二〇〇三年一月二二日現在）。

⁴ 朴正熙の思想については、『朴正熙思想序説』（集文堂、一九九一年）に詳しい。また、朴正熙『国家와 革命과 나』（地球村【韓国】、一九九七年）、朴正熙『朴正熙選集』一～三（鹿島研究所出版会、一九七〇年）等。

⁵ 「四月革命」においては、経済問題そのものに対する関心は著しく低かった。この点については、拙著『韓国における「権威主義的体制」の成立』、最終章を参照のこと。

しかし、それでもクーデタにより成立した彼の政権が、「制度的民主主義」においても維持された理由は、単純であった。朴正熙政権が唱えた自己正統化論理は、彼ら自らを正統化することには失敗したものの、第二共和国以前の政局を主導した「旧政治人」に対する批判としてはある程度の射たものであったからである⁶。重要であったのは、自由党系の政治家が「四月革命」において政局の中枢から追われた後、「旧政治人」及びその政党の中核となった人々、即ち、民主党系の政治家達が、本来ならその長い政治的経歴の中で獲得しているべき、政治家としての「実績」を有さなかった、ということである。第一共和国期においては一貫して野党の立場に留まった彼らは、「四月革命」の民主化過程においても重要な役割を果たすことができなかった。更に彼らにとって致命的であったのは、六〇年七月総選挙から六一年五月の軍事クーデタに至る彼らの十ヵ月間の政権運営が「失敗」であった、という理解が、既に軍事クーデタの以前から韓国世論の主流となっていたことであろう⁷。言い換えるなら、当時の韓国世論の理解によるならば、朴正熙らが言うように、確かに彼ら「旧政治人」は韓国を正しき方向に導くことに失敗したのであり、それ故、彼らが政権に復帰することは、望ましいことであると認識されていなかったのである。

問題は、朴正熙と「旧政治人」達に代わるべき人間がいなかった、ということであった。六三年の大統領選挙における接戦。一言で言うなら、それは世論を二分する人気を有する二大指導者の激突、というよりは、共に政治家としての正統性と実績を欠いた二人の人物によるマイナスの威信のバランスの結果として現れたものであった。自らの正統性の不足を補うべく、二年間の「革命政権」の経済的「成功」を誇示した朴正熙に対し、この時点での尹潽善は国民の生活が依然困難なあることを以て反駁し、逆にその経済政策が「失敗」であることを指摘することができた。背景にあったのは、依然困難な状況にあった六三年の韓国経済であり、共に明らかな「実績」を有さぬ両者の主張のどちらかのみが正しいと言い切ることは、この時点では不可能であったろう。朴正熙の選挙戦前の意気込みとは異なり、選挙戦が先述のような暴露合戦に終わったのには、それなりに理由があったのである⁸。

しかし、状況は六七年の大統領選挙時にはなると一変する。六三年を境に急速に開始された経済成長の中、少なくとも経済野における朴政権の「実績」は明らかであり、朴正熙とその与党・民主共和党はこの時期、嘗ての「改革」の主張とは対照的な、現状の正しさとそれ故の経済建設の「継続」の為に自らの再執権が実現されるべきであるという主張を展開することとなる。これに対し野党はといえば、六三年選挙の反省から、予め野党勢力が結集した統合野党・新民党を結成してこの選挙に臨むなど組織的な体制を強化する一方で、その論点においては与党の主張する経済政策を避けて、政権の「腐敗」追求を自らの論点として選択することを余儀なくされた。結果野党は、大統領選挙そして引き続き行われた国会議員選挙に文字通りの「惨敗」を喫することとなる。

この選挙において特徴的であったのは、この結果、野党が嘗て「与村野都」の時代に自らの政治的基盤としてきた都市部における自らへの支持さえこの選挙で失った、ということであろう。様々なデータから明らかなように、この時期の経済成長の恩恵を主として受けたのは都市部の住民であり、就中、そこにおける高学歴を有する人々であった⁹。彼らにとって、この段階での政権交代、しかも経済政策面において特段の政策を有する訳でもない野党による政権交代を行うことは、凡そ考えられないことであったということができよう。民主化の代償として、嘗ての経済状態へと回帰する。人々はそのようなことを選択することはできなかったのかも知れない。

ともあれ、正統性を欠如した状態で出発した朴正熙政権は自らの強固な正統性の基盤を獲得したかに見えた。しかし、その政権は僅か四年後には、制度的民主主義を放棄した維新体制を選択することを余儀なくされる。六七年には経済成長とその結果としての、選挙による大勝を獲得した大統領と与党は、何故にそのような状況

⁶ 「旧政治人」、就中、嘗ての民主党系政治家に対する失望は、第二共和国の極めて早い段階から顕著であった。例えば、國務院事務処『第一回国民世論調査結果報告書』（高麗大学図書館蔵、一九六〇年）、一六六頁以下。

⁷ 『韓国における「権威主義的体制」の成立』、終章を参照のこと。

⁸ 『京郷新聞』の各所、尹潽善『위로운 선택의 나라』（東亞日報社【韓国】、一九九一年）、同『救国の가시밭길』（韓国政経社【韓国】、一九六七年）等を参照のこと。

⁹ 例えば、韓国精神文化研究院編『一九六〇年代社会変化研究』（白山書堂【韓国】、一九九九年）。

に追い込まれることとなったのであろうか。次にその点について見てみることにしよう。

第三節 「四〇代旗手論」と地域感情の勃興

六七年選挙において、野党の敗北が顕著であったのは、都市部の中でも、特にそれまで「正統保守野党」の強固な支持基盤となってきた慶尚道¹⁰においてであった。就中、大邱¹¹と馬山は遡ること僅か七年前の「四月革命」において、ソウルに先立って中心的な役割を果たしてきた都市であり、そこにおける敗北は「正統保守野党」にとって大きな衝撃となって現れた。同時に注目されるのは、逆に与党の強固な支持基盤となってきた農村部、特に全羅道においては、寧ろ、与党がその得票を減らしている、ということであった。

言うまでもなく、その背景にあるのは、朴正熙が慶尚道の出身であったということであり、また、この時期、そしてその後の彼の政権において彼と出身地を同じくする慶尚道出身者が多数参加していた、ということである。結果、朴正熙政権下における様々な経済政策は、次第に慶尚道に重きを置いて置かれるようになる。言い換えるなら、主として都市住民がその恩恵を被ったこの時期の経済発展ではあったが、それは同時に地域的にはソウル大都市圏を別格とするならば、慶尚道という特定の地域において顕著に表れていたのである¹²。

尤も、六七年の時点では、それは重要なものであるとは認識されていなかった¹³。同年の国会議員選挙において、与党・民主共和党の得票が五〇%を超過したことに現れていたように、この時点では全国的に見た与党の支持拡大と、野党の退潮は明らかであり、後に現れるような「地域感情」が、この選挙における与党の勝利に最も重要な役割を果たしたということは不可能であった。寧ろ、この時点において重要であったのは、当時の世論の中心的な関心事であった経済問題について、野党が与党に対する有効な代替的選択肢を示せなかった、ということであった。それは経済問題についてとりたて代替策を持たなかった野党が、国民の最大関心事である経済を避けて議論せざるを得なかった、ということであった。六三年に引き続き大統領候補者としてこの年の選挙に臨んだ尹潽善は、経済的争点について、朴正熙とは異なる「説明」を与えられる人物ではなかったのである。

しかし、状況は七〇年に入ると一変する。背景にあったのは、経済状態の相対的「悪化¹⁴」であった。好調であった経済成長はこの時期減速し、それは国際収支の悪化と借款への依存深化、そして、その結果としての利払い義務の急増を齎すことになる。このような状況は、客観的に見れば、他のアジア諸国に比べれば遥かに好調な成長率を維持した当時の状況において、韓国の人々に実態より遥かに暗い経済的見通しを与えることとなっていた。時を同じくして明らかとなりつつあった、同盟国・アメリカのベトナムにおける敗退と経済的衰退は、人々の将来に一層暗い影を投げかけることとなっていた。「破綻」は目前であるかのように「見えた」のである。

新民党はここに攻勢に転じることとなる。重要であったのは、彼らが再び経済問題をその俎上に載せ得るようになった、ということである。しかし、それだけなら状況は再び六三年の段階に戻っただけであり、この時点に至るまでの急速な経済成長を考えれば、未だ与党は大きなマージンを有していたかも知れない。既に述べたように、当時の韓国における理解によるならば、「旧政治人」に経済改革の能力が存在しないことは、「常識」であったからである。実際、この時期、新民党の指導的立場にあった柳珍山¹⁵は、「国民的人気のなかった」人

¹⁰ 『京郷新聞』一九六七年五月五日。

¹¹ この町は、五〇年代後半の正統保守野党指導者・趙炳玉の選挙区でもあり、李承晩政権期には、「不正選挙」や新聞社襲撃事件等において多くの紛争の舞台となった地域であった。

¹² 崔榮真『韓国地域主義와 停滞性의 政治』（図書出版오름【韓国】、一九九九年）等。

¹³ 『京郷新聞』一九六七年五月五日。

¹⁴ 尤も、その直前より低下していたとはいえ、この時期においても韓国は七%以上の成長率を維持していた。渡辺利夫・金昌男『韓国経済発展論』（勁草書房、一九九六年）三五頁。

¹⁵ 柳珍山は解放直後の青年団運動における主要指導者の一人であり、五〇年代、代表的な「旧政治人」であった趙炳玉によって野党幹部として登用された。柳世烈・金泰浩『玉溪 柳珍山』上・下（史草【韓国】、一九八四年）。

物であり、彼が候補者では次回の大統領選挙に再び勝利できないことは、衆目の一致するところであった¹⁶。

問題は柳珍山のライバルとなるような従来の野党幹部の多くもまた、同じ問題を抱えていた、ということであった。転換点となったのは、この年、柳珍山派の「中堅幹部」であり、院内総務を務めていた金泳三による柳珍山への反乱と、それを正当化した彼の「四〇代旗手論¹⁷」であった。金泳三によれば、七〇年代において必要なのは、「新しい時代」に相応しい「新しい指導者」である。この「新しい時代」を率いるべき責務を負うべき野党の大統領候補者は、現大統領である朴正熙よりも更に若い人物であらねばならず、それ故、その責務は四〇才代、即ち、日本統治時代に「手を汚していない」世代から選ばれるべきである。

この金泳三の、自らの政治的野心を剥き出しにした「党内クーデタ」は、しかし世論には大きな好感を以て受け止められた。結果、世論の圧力に押される形で柳珍山は、新民党内選挙における大統領選挙候補者としての立候補を辞退することを余儀なくされる¹⁸。しかしながら、状況を更に複雑にしたのは、この結果、新民党の候補者として選ばれたのが、「四〇代旗手論」の主唱者であり、慶尚南道の出身であった金泳三ではなかったということだった。柳珍山は、金泳三への意趣返しとして、本来は異なる派閥に属していた全羅道出身の金大中に、暗黙の支持を与え、結果、大方の予想を裏切って金大中が大統領候補となることとなる¹⁹。重要なことは、このような過程において、野党が、朴正熙に対する幾つかの新たな重要な世論へのメッセージを獲得した、ということであった。即ち、金大中は、日本統治期に「手を汚していない」という点において、明らかに朴正熙より優れた大統領としての正統性を有していた。朴正熙の最大の武器は、その「経済建設」の功績であったが、この点についても、金大中は異なる「説明」を人々に与えていた。七一年の段階においては、「今後」の経済運営において朴正熙が有効な指導力を発揮し得るかは未知数であると看做されており、未知数であることにおいては金大中も同様であった。少なくとも、経済面における政治的失格者であった尹潽善ら「旧政治人」と比べるなら「未知数」であることはそれ自身大きなメリットであった²⁰。

尤も、それは金大中が何かしら特別な「説明」を人々に与えていることを意味しはしなかった²¹。最大のポイントは、六七年に朴正熙がようやく獲得した新たな「説明」が経済状態、より正確には当時の韓国における経済状態の「理解」と、野党の世代交代の結果として、再び有効性を失ったことであった。選挙戦は六三年選挙同様、激戦となり、結果、両候補は自らの有する「積極的」な要素である地縁的支持に頼ることを余儀なくされる。注目すべきは、ここにおいて「経済建設の指導者朴正熙」という朴正熙の側の「説明」が、彼の出身地である慶尚道ではそれでもまだ説得力のあるものであり、他方、全羅道においては、「朴正熙による経済建設の利益は人々に還元されていない」という金大中の批判が人々に十分受け入れられる素地があった、ということである。結果、七一年大統領選挙は、地域感情を剥き出しにしたものとなることとなる。

朴正熙はこの選挙に辛くも勝利するも、与党は続く国会議員選挙においても野党の躍進を許すこととなる。就中、そこにおいて新民党が改憲阻止に必要な三分の一以上の議席を確保したことは、大統領四選に向けて再度の改憲が必要な朴正熙を大きく追い詰めることとなる。同年に行われたニクソン訪中とそれによる米中関係の改善は、国際的にも韓国が孤立する危険性を示すこととなる。追い詰められた朴正熙が選んだのは、「一〇月維新」とそれによる「維新体制」の樹立、という「上からのクーデタ」であった。

韓国はここに文字通りの「権威主義体制」へと突入する。それでは、ここから韓国の民主化はどのような展開を見せたのであろうか。次にその点について見てみることにしよう。

第四節 「維新体制」と「韓国的民主主義」

¹⁶ 与党に対して妥協的な彼の政治姿勢は、「サクラ」、即ち与党の操り人形であるとの認識を人々に抱かしめるに至っていた。例えば、金大中『金大中自伝』金淳鎬訳（千早書房、二〇〇〇年）一二六頁。

¹⁷ 金泳三の四〇代旗手論については、金泳三『金泳三回顧録』上（白山書堂【韓国】、一九九九年）。

¹⁸ 柳珍山『해뜨는地平線』（한얼문고【韓国】、一九七二年）三八六頁以下等。

¹⁹ この経緯については、李英石『野党四〇年史』（人間社【韓国】、一九八七年）に詳しい。

²⁰ 金大中の経歴等については、金大中『金大中自伝』等。

²¹ 金大中が韓国の民主化と、全羅道の地域感情の象徴的存在となってゆくのは、この後のことである。

崔栄真『韓国地域主義와 停滯性의 政治』、一三七頁以下等。

物理的暴力を剥き出しにした「力」による、制度的民主主義の否定の上につつ支配。その意味で「維新体制」は、六一年の軍事クーデタにより成立した体制と類似しているように見える。しかしながら、両者には明らかな差異が存在した。そして、そのような差違こそが、両者の体制のその後、を大きく規定してゆくこととなる。

第一の違いは、既に述べたように、軍事クーデタによる体制が、それ以前の体制とその指導者の全否定の上に立つ体制であったのに対し、「維新体制」は既に為政者であった者による「上からのクーデタ」であったということであった。当然の結果として、「維新体制」は軍事クーデタが有していた明確な過去との決別、という性格を有さなかった。このような両者の体制の相違が最も鮮明に現れているのは、二つの「クーデタ」を前後する時期における人脈的連関であろう。即ち、それにより政権を構成する人物が明白に転換した六一年「クーデタ」とは異なり、七二年の「一〇月維新」は政権における人脈の断絶を齎さなかった。この時期、行政部を率いる国務総理の地位を占めたのは、朴正熙の後継を狙う位置にあった金鍾泌と、官僚出身の崔圭夏の二人であり、金鍾泌は軍事「クーデタ」以来の重要人物、崔圭夏は李承晩政権期以来外交官僚として順調に頭角を現してきた人物であった²²。更に象徴的であったのは、この「維新体制」において新たに作られた第二与党、維新政友会の会長が、第一共和国期に国務総理であった、白斗鎮であったことである。その意味において、「一〇月維新」は新しい人材の登用に対して、寧ろ逆行する性格さえ有していた、ということができる。同様のことは、この体制を外から支えた野党系の人脈についても言うことができた。「維新体制」成立の直後、各々アメリカと日本に滞在中であった金泳三と金大中が反対の意を明確にしたのに対し、新たな体制への支持を逸早く表明したのは「旧政治人」の代表的存在であった柳珍山であった。

第二のより重要な相違は、「維新体制」が理論上その「出口」を有さぬ状態から出発することを余儀なくされた、ということである。即ち、自らを「四月革命」に引き続く「第二革命」であるとの歴史的 position 付けから出発した軍事「クーデタ」後の体制は、それ故、その出発の当初から、自らを韓国が正常な「民政」へ復帰するまでの暫定的な存在であることを明確にせざるを得なかった。これに対して、「維新体制」において主張されたのは、この体制こそが「我々の現状に最もよく適合する体制」である、ということであった。言い換えるなら、分断状態とそれ故の深刻な共産主義の脅威に晒された韓国において必要なのは、時々の政争や社会的状況に左右されるような不安定な体制ではなく、国民に支持される指導者が絶大な権限を持って上から国家を指導する体制である。彼らはこれを「韓国的民主主義」である、と主張することとなる。

問題は果たしてこのような与野党双方において「お馴染みの顔ぶれ」により発案された、新たな「韓国型民主主義」というイデオロギーが人々に受け入れられるか否か、であった。結論から言うなら、その試みが失敗したことは明らかであった。朴正熙がこの体制の前提条件とした共産主義の深刻な脅威、とそれが故の強大な権限を与えられた指導者による「上からの国民的団結」の必要性が、国民に共有されていなかったことは、七三年に実施された国会議員選挙において与党・民主共和党が、投票により獲得した議席数こそ野党・新民主党を上回ったものの、その得票率において、過半数は疎か、新民主党のそれにさえ及ばない三八、七%に留まった、ということから明らかであった。状況は危機感を感じた国民が大統領の前に団結する、という朴正熙らの「説明」からは程遠いところにあったのである。

朴正熙が繰り返し訴えた「危機的状況」が国民に受け入れられなかったのには、理由があった。「一〇月維新」に先立つ七一年に行われた南北赤十字会談と、「維新」の僅か三カ月前に発表された「七・四南北朝鮮共同声明」は、国民に対しては共産主義の脅威とその邪悪性を説く政権自身が、背後では北朝鮮との接触を行っていたことを示すものであり、朴正熙政権が唱える「反共」イデオロギーの正統性を著しく弱めることとなった。この時期、朴正熙の唱える言葉は人々に信用されないようになっていたのである。そもそも柳珍山でさえ指摘したように、朴正熙は維新体制後に唱えられていた「韓国的民主主義」に極めて類似した「民族的民主主義」の実現を、軍事クーデタ直後から主張し続けており、この時点で再び「韓国的民主主義」の実現を唱えなければならなかった、ということ自体、既に十年以上にも及んでいた彼の統治が、少なくともこの点については「失敗」であったと、自ら告白するに等しい行為であったのである²³。

朴正熙は自らの体制を「説明」できなかった。このような状況は、当然、野党そしてその他の人々をして、

²² 寧ろ、維新体制確立以後における李厚洛や金鍾泌の失脚の方が人脈的断絶性においては重要であった。

²³ 『京郷新聞』一九七三年五月一九日。

政権に対する批判的活動を活発化させることとなる。しかし、それだけなら、軍事クーデタの時同様、これのみによって与党支配が深刻な脅威を受け、更には野党がこれにとって代わるような状況を生み出すとは限らなかった。重要なのは、これに挑戦する勢力がどのような代案をもってし、それを人々に如何に「説明」するか、であった。

しかし、状況はそのような野党の準備を待つことなく、次の段階に進んで行くこととなる。次にその点について見てみることにしよう。

第五節 「民主福祉国家」と「第五共和国」

「維新体制」は通常考えられる「民主主義」的な体制としては、様々な問題を抱えた体制であった。そこでは、「公営」の枠を超えた自由な選挙運動は許容されず、国会の議席の三分の一は大統領の上からの選任による議員達が占めていた。大統領の選出は、これまた完全な「公営」選挙で選出される統一主体国民会議代議員による間接選挙によって行われ、朴正熙はこの会議における単一候補者として、三回の大統領当選を果たすこととなる。就中、この体制において重要であったのは、このような制度の根幹となるべき憲法改正の為の手續きが、国会により発議され、統一主体国民会議において最終決定されるものとされていたことであった。即ち、国会において改憲発議に必要な三分の二の議席を制度的に確保し、その最終決定を行う統一主体国民会議を「公営」選挙により完全掌握した朴正熙と与党は、ここに、憲法とその結果としての政治的ルールを自らの都合に合わせて自由に変える力を持つこととなったのである。加えて、この体制においては大統領に、超法規的な「緊急措置権」が与えられており、この権限を用いることにより大統領は、実際にこの憲法の想定した範囲さえを越えて、自由に行動できた。憲法を自由に変える権限と、憲法を越えて行動する権利。ここに朴正熙は事実上の政治的フリーハンドを獲得したのである²⁴。

言うまでもなく、それが「韓国的」なものであるかはともかくとしても、「民主主義」の一種である、とする朴正熙の論理には無理があった。実際、この体制の持つ非民主主義的な性格は、この体制が出発した早い段階から、人々の非難的となり、朴正熙は先に挙げた緊急措置権に基づく緊急措置を乱発して、反対運動を力づくで押さえつけることを余儀なくされる。海外の世論はこれを朴正熙政権による「人権弾圧」として非難し、事態は日米両国をも巻き込んで複雑な展開を見せることとなる。

当然のことながら、このような状況は野党にも影響を与えない筈がなかった。先述のように「一〇月維新」直後においては、柳珍山総裁が維新への賛意を表するなど、新たなる状況に対する明確な立場を取ることのできなかつた新民党であったが、七四年四月に柳珍山が病死し、新総裁に金泳三が選出される頃になると、新民党はその路線を転回させ、朴正熙政権への対決姿勢を鮮明にしてゆくこととなる。背後にあったのは、「維新体制」は明らかに非民主的な体制であり、それは改められなければならない、とする世論の意思であり、また、学生組織・キリスト教系勢力等が国会外で展開した様々な運動であった。

「維新体制」は「非民主主義的」な体制であり、それ故、それは「民主化」されなければならない。それが世論、就中、この時期金泳三総裁体制の下、急速に朴正熙政権との対決色を強めつつあった野党・新民党の背後に結集する人々の共通の理解であった。しかしながら、そのことは実はこの段階においては、野党その他の「維新体制」への挑戦を試みる勢力が、来たるべき韓国の「民主化」について明確な青写真を有していたことを意味はしない。この時点で明らかであったのは「韓国的民主主義」が「民主主義」の一種ではないということであり、何が目指すべき「民主主義」であるかということではなかったのである。

ともあれ、「維新体制」はそれに与えられた強大な制度的権限にも拘わらず、否、より正確にはその強大な制度的権限故にこそ、不安定であることを運命付けられた。既に述べたように、そこにおける最大の問題はこの体制を「上から」齎した勢力が、その特異な体制を韓国が有さねばならないことを人々に「説明」することに失敗した、ということであった。このような状況を受けた野党は、金泳三の指導の下、急速に先鋭化し、しかもその結果として支持を拡大していくこととなった。そして、このような状況は七〇年代末期に入る頃となると、再び訪れた経済状況の悪化と共に、文字通り政権を末期的状況に追い込むに至る。決定的であったのは、

²⁴ 維新体制の制度的側面については、尹景徹『分断後の韓国政治』（木鐸社、一九八六年）によった。

ここにおいて新たに勃興した労働運動が民主化運動と連結されたことであり、ここに運動は飛躍的に強化される²⁵。

窮地に追い込まれた政権は、その中核にいと看做した金泳三を放逐すべく、まず彼の新民党総裁職を「失効」させ、次いで『ニューヨークタイムス』インタビューにおける発言を巡って彼を国会から除名するまでに至る²⁶。周知のように、金泳三の除名は、結果として彼の政治的基盤である釜山・馬山地域での反政府デモを激化させ、その政治的混乱の中で、七九年一〇月二六日、朴正熙は側近の手により暗殺されることとなる。その結果齎されるのが所謂「ソウルの春」である。

しかしながら、このような突然の「維新体制」の事実上の終了は、野党側にも大きな混乱と困惑を齎すこととなった。一九六〇年、「四月革命」の時点では、当時の野党・民主党は「議院内閣制」という李承晩体制への明白な代替策を有していた。しかしながら、この時点の野党や世論は、来るべき「維新体制」後の体制について明確な代案を有さなかった。このような野党の状態は結果として、翌八〇年春までの「改憲」論議において、寧ろ、政府と与党が主導権を取る状態を許すこととなり、この状態が活発化しつつあった反政府的な学生運動に火をつけることとなる。結果として、このような学生運動の激化は、早くも前年一二月一二日の「肅軍クーデタ」により軍部を掌握していた全斗煥ら「新軍部」の政治的介入に絶好の口実を与えることとなり、韓国は五月一八日の「光州事件」を経て、再び、全斗煥による新たなる「権威主義体制」へと導かれる。「第五共和国」の成立である。

自身明確に述べたように²⁷、全斗煥がここで実質的に目指していたのは、朴正熙が作り上げた「維新体制」を維持することであった。しかしながら、勿論、そのことは新たな体制を出発させるに当って、「第五共和国」が新たに自らの「説明」論理を用意する必要がないことを意味しはしなかった。就中、この時点での韓国が「ソウルの春」を一旦経験し、その方向こそさだかではなかったにせよ、「民主主義的」な方向へと動き出していたことの意味は重大であった。厄介であったのは、八〇年、既に一定以上の経済発展を達成し、また、高度成長が当たり前となっていたこの時点では、朴正熙とその指導した政府が韓国を経済成長へと導いたという事実そのものが、朴正熙路線の継承を主張する勢力の支持拡大へとつながらなくなっていた、ということであった。

「ソウルの春」において叫ばれたのは、最早、絶対的貧困を脱した韓国が「量的な経済発展」だけではなく、否、その結果としての歪をも是正した本当の意味での「生活の質」の向上を実現することであり、「第五共和国」は、このような世論の要望に自らが最も応えうる存在であることを「説明」しなければならなかった。軍事クーデタにより成立した政権こそが、最も人々の生活の質を向上させる政権である。全斗煥がなさねばならない「説明」は朴正熙の時以上に遥かに困難なものであったといえることができる。

全斗煥がここで採用したのが「民主福祉国家」の建設、というスローガンであった²⁸。この凡そ軍事クーデタにより成立した政権にそぐわないイデオロギーの内容は以下のようなものである。国民は福祉国家を念願しており、それを実現することが政権の責務である。このような「長期的目標」を実現する為は何よりも必要なのは、先ず以て今日の経済的苦境を齎している短期的問題が解決されなければならない。その為には均衡ある発展が必要であり、我々はそれを実現しなければならない。

それでは、それは「第五共和国」の体制とどのような連関を有しているのだろうか。その点について、彼らはこのように述べる。重要なのは、このような歴史的課題に対して、国民の付託を受けた為政者が安定して、その目標に取り組む体制を作り上げることである。勿論、正統性の確保という観点からするならば、ここにおいて大統領直接選挙制が望ましいことは言うまでもない。しかしながら、韓国の過去の経験においては、大統領直接選挙制は、選挙を過熱させることにより国力を浪費するのみならず、政治家達の政治的煽動により地域感情が誘発され、国論が分裂、社会的混乱まで生み出してきた、というのが実情である。このような状況は、南北分断状況下に置かれた韓国では危険極まりないことであり、また、様々な条件が異なる韓国において、「民

²⁵ 典型的な例は所謂「YH貿易事件」である。尹景徹『分断後の韓国政治』四〇〇頁以下、金泳三『金泳三回顧録』下（白山書堂【韓国】、一九九九年）一三五頁以下、等。

²⁶ 金泳三『金泳三回顧録』下（白山書堂【韓国】、一九九九年）一四五頁以下。

²⁷ 前田康博『ソウルからの報告』（ダイヤモンド社、一九八一年）二一五頁。

²⁸ 例えば、『京郷新聞』一九八〇年一〇月二七日。

主福祉国家」を実現する為には、このような西洋の制度をそのまま導入することが必要である²⁹。重要なのは、民主主義を「韓国的」なものとなせ、「土着化」させることである³⁰。その答えこそ、第五共和国が採用する大統領間接選挙制なのである。

しかしながら、同時に見落とされてはならないことは、この一見強面の「第五共和国」が同時にその憲法に現れた制度面からのみ見た場合、「維新体制」と比べて遥かに民主化された体制であった、ということであろう³¹。即ち、国会における大統領任命議員は消滅し、国会は憲法改正の権限を取り戻すに至った。大統領の憲法を越えた権力行使を保障していた「緊急措置権」は事前或いは事後に国会の承認を必要とされることとなり、その乱発には制限が加えられた。就中、重要であったのは、任期が七年に延長された大統領の再選が禁止されたことに加えて、仮にこの点について大統領の再選が可能となるように憲法改正が行われたとしても、その改正が改正時点での現職大統領には適用されないことが、予め定められたことである。ある論者が述べたように、この体制は「運用さえきちんとなれば、民主的なものとして機能し得る」ものであったのである。

それではこのような新たな体制とその「説明」に対し、民主化を求める勢力の側は、如何なる代案とそれに対する「説明」を以て対したのであろうか。次にその点について見てみることにしよう。

第六節 民主主義≡「大統領直接選挙制」という理解の成立

「維新体制」から「第五共和国」へ。その過程で前者に存在した様々な非民主主義的要素は取り除かれた。背景にあったのが、「ソウルの春」を経験した韓国状況であったことについては、既に述べた通りである。しかしながら、「第五共和国」を支配した「新軍部」が目指していたのは、寧ろ、逆にできるだけ「維新体制」をそのまま維持することであり、当然のことながらそのことは、この時点での完全な意味での「民主化」を不可能なものとなせることとなる。言い換えるなら、「新軍部」が行ったのは、可能であると考えたものを譲歩する一方で、「維新体制」の本質的部分維持の為に不可欠であると看做されるもののみを、独自の「説明」を以て維持しようとする、ということであった。既に明らかなように、そのような彼らが自らの体制維持に緊要であると考えたもの、それは結局、大統領間接選挙制と一定範囲での緊急措置権の維持であったということが出来る。事実、彼らはこの二つを様々な方法で用いることにより、自らの体制維持を試みることとなるのである。

このような体制側の選択は、当然のことながら、これに対抗して「民主化」を求める側の目標を明確化させた。当初は政治犯の釈放や軟禁解除、言論の自由確保等の、わかりやすい、そして制度の「運用」部分に関わる部分からはじめられたこの時期の民主化闘争は、憲法とそれが支える制度そのもの、就中、そこにおける大統領選出方法の間接選挙から直接選挙への改正要求へとその性格を変化させることとなる。背景にあったのは八十三年の金泳三の断食闘争を契機とする、金泳三・金大中両氏連合の成立、そして両氏の実質的な主導による「民主評」、次いで八五年国会議員選挙を前にして新韓国民主党（新民党）が結成へと繋がる、野党側の急速な再編であった³²。このような状況は、八四年頃には、これらの動きに脅威を受けた「第五共和国」における体制内第一野党・民主韓国党による憲法改正論議を生み出すこととなり、その後に関われた新民党発起人会においては、「平和的政権交代の為の制度的改革」が党の公式目標の一つとしてうたわれることとなる³³。このような状況の中、開かれた同党創党大会においてうたわれた政綱は次のようなものであった。一）任期四年、再選限度一回の大統領直接選挙制実現、二）議会機能回復、三）混合経済の採択、四）南北対話の持続的推進、五）集団安保体制強化及び自主防衛体制確率、であった³⁴。

重要なことは、金泳三と金大中という当時の民主化運動の中心となった二人の人物が率いるこの政党が、その民主化への具体的目標を事実上、一つに限定した、ということであった。政綱の順序にも現れているように、

²⁹ 『京郷新聞』一九八〇年七月三十一日。

³⁰ 例えば、『京郷新聞』一九八〇年一〇月一〇日。

³¹ 第四共和国と第五共和国の制度的差違については、『京郷新聞』一九八〇年九月六日。

³² 金泳三『金泳三回顧録』下、金大中『金大中自伝』の各所。

³³ 『京郷新聞』一九八四年二月二〇日。

³⁴ 『京郷新聞』一九八五年一月十八日。

この政党においては経済や南北、安全保障等の問題は相対的に低い重要性しか与えられておらず、その主張も与党と比べて特段に異なるものと言うことができなかつた。言い換えるなら、この政党が自らと与党を区分するものとしたのは、政策ではなく、政治のあり方、即ち、民主化そのものであったのであり、更に、そしてその民主化の実現が、事実上、大統領直接選挙制の実現に等しいものと看做されるに至っているのである。このような明確な争点の選択は、翌年二月に行われた八五年国会議員選挙において新民党を、民主韓国党と韓国民主党という旧来の体制内野党を抑えて一躍第二党の地位を確保することとなり、選挙後これら体制内野党が自壊ことも相俟って、以後、与党・民正党の一四八議席に対して、一〇三議席を有する巨大野党・新民党が対峙する状況を出現せしめることとなる。

以後の政局は事実上、この点を中心に進められることとなる。新民党の「改憲」に対して、当初は「第五共和国」憲法の正統性を主張する「護憲」を以て臨んだ与党・民正党であったが、翌八六年三月には、「最早、改憲か護憲は争点ではなく、改憲をいつ行うかが問題なのだ」という李敏雨新民党総裁の言に現れたような状況の中、独自の改憲案を作ることを余儀なくされる³⁵。民正党が選んだのは、第二共和国憲法をモデルとする、国会と首相が共に国会によって選出される、著しく議院内閣制の側によったものであった。興味深いのは、この改憲案における大統領が、第二共和国下のそれでさえ有していた、国軍統帥権や内閣総理大臣指名権、更には戒厳令宣布権までもが剥奪された象徴性の極めて強いものであったことである。実質的な国政の中心は内閣総理大臣から改称された「首相」であった。国会はこの「首相」に対して、内閣成立から二年間は不信任することができないとされるなど、「首相」には大きな権限が持たされていた。

しかし、この改憲案は世論の支持を得ることができなかつた。追込まれた全斗煥政権は八七年四月一三日、所謂「改憲留保措置」により、改憲論議の中断と、自らの後任を現行憲法規定通りに行うことを宣言するに至る。結果として出現したのはこの「措置」の撤回を求める世論の強力な声と、大衆運動であった。こうして韓国の民主化は八七年六月二七日、盧泰愚民正党総裁の所謂「民主化宣言」へと導かれることとなる。

それでは我々はこのような過程を如何にして理解すれば良いのであろうか。最後にこの点について触れることにより、本論を締めくくることがとしよう。

第七節 「第六共和国」体制の弛緩

一九八七年六月二九日。韓国の民主化運動は、この日、民正党総裁であり、且つ同時に同党大統領候補であった盧泰愚による「民主化宣言」により、劇的に幕を閉じた。その内容は以下の通りであった。一) 与野党合意の下での迅速な大統領直接選挙制改憲、二) 金大中赦免・復権、三) 時局関連拘束者釈放、四) 言論の自由と政党の健全な活動の保証³⁶。以後、韓国では八月に新たな改憲案が作られて、九月にはそれが国会を通過、一〇月には所謂「第六共和国」憲法が公式に制定されることとなる。一二月には全国的な熱狂の中、実に一六年ぶりの大統領直接選挙が行われ、金泳三・金大中両氏の調整失敗も受け、盧泰愚候補が当選するに至る。周知のようにそこにおいて重要な役割を果たしたのは、野党勢力の分裂とそれを後押しした「地域感情」であった。重要なのは、このような「地域感情」の結果として、各々慶尚北道・慶尚南道・全羅道・忠清道を基盤にする複数の地域政党が生み出されたことであり、それにより、政権交代な「競争的」で「民主主義的」な政治状況が出現したということであろう。そこには最早、嘗て全盛を誇った「政府党」の姿は存在せず、また、民主化「革命」に由来する全国民的権威を独占する独裁者の姿も存在しなかつた。

そして今日、第六共和国は一六年目に突入した。注目すべきは、様々な問題を抱えつつではあったにせよ、一貫してこの政体、そしてそれを支える憲法が改変されることなく維持されたことであった。言い換えるなら、第六共和国は既にそれ以前の如何なる「共和国」以上の歴史を有する「共和国」だったのである。言うまでもその背景にあったのは、八七年、一連の民主化運動の結果として勝ち取られたこの憲法の成立により、四八年の大韓民国成立以後、長らく議論してきた大韓民国の政体のあり方についての議論が決着した、ということであった。独立当初の政体は、当初の国会による大統領間接選挙制が、李承晩政権下に大統領直接選挙制に改変

³⁵ 『京郷新聞』一九八六年五月三日。

³⁶ 『京郷新聞』一九八七年六月二九日。

され、第二共和国における事実上の議院内閣制へと転じ、朴正熙の軍事クーデタを経て、再び第三共和国における大統領直接選挙、第四・第五共和国における大統領間接選挙制へと目まぐるしくその姿を変えることを余儀なくされた。政権と世論はその度毎に、新たな政体为先立つ如何なる政体よりも自ら優れていることを証明すべく、様々な形で正当化を試みた。にも拘らず、それらの正当化の試みは盡く失敗し、韓国は自らが本当に求める体制が何であるかを自問自答することを余儀なくされた。

見方を変えるなら、それは結局韓国が、自らが追い求める「民主主義」が何かを確定してゆく過程であった。六〇年、「四月革命」の際のその答えは「議院内閣制」であった。しかしながら、第二共和国への失望と軍事クーデタを経て、朴正熙政権期に入る頃になると、次第に韓国人は大統領直接選挙制への評価を高めるようになる。決定的であったのは、維新体制における民主主義からの逸脱が、その政体面においては、「第三共和国」— それ自身当初は「非民主主義的」なものであると非難されていたはずの体制³⁷ — 大統領直接選挙制から大統領間接選挙制への転換として現れてきたことであり、その結果、韓国人は大統領間接選挙制、更には、「国民が直接元首を選ぶことのできない体制」を須らく「非民主主義」的な体制であると看做すようになってくる。第五共和国における一定の民主化とにも拘わらず固守された大統領間接選挙制は、その政権が樹立されるに至った非民主主義的な過程とも相俟って、韓国人をして、大統領間接選挙制が軍事独裁政権と密接に結びついたものである、という認識を獲得するに至る。再び比喩的な表現を用いることが許されるなら、この時「正統性」を獲得したのは、盧泰愚新大統領以上に、「大統領直接選挙制」という制度であったのである。

八七年、新たな憲法の制定により、韓国の民主化を求める勢力は、制度そのものの改変の要求から、選挙における「民主勢力」の側に立つ大統領の実現へと、転換することとなる。背景にあったのは、少なくとも憲法の条文の上では、民主化は既に達成されたとすると認識であった。しかし、それは或いは歴史的にこの過程を見た時、或いは不思議な結末でもあったかもしれない。何故なら、彼らが「民主主義」を体現するものと看做した第六共和国憲法とその政体、それらは実は、同じ勢力が嘗て激しく抵抗した、朴正熙政権下の「第三共和国」のそれらと大差ないものであった、ということである。人々はその政体を受け入れ、そのルールの中で地域政党が多角的競争を行う。こうして韓国の「民主化」は実現したのである。

嘗ては民主主義と看做されなかったものが、最終的に民主主義と看做されることにより、安定した民主主義が実現された。忘れてはならないことは、民主主義がそれ自体として運営されることにおいて必要なのは、制度そのものも去ることながら、人々はその制度を尊重し、それが予定した「民主主義的」ルールに則って、政治が行われることである。韓国が民主化において獲得したもの、それは制度でもその運用でもなく、「民主主義とは何か」という問題に対する国民的合意であった、といっても、言い過ぎにはならないに違いない。そして、この一九八〇年代半ばにおける民主主義に関する国民的合意の存在こそが、韓国における「制度的民主主義」を支えてきたのである。

しかしながら、このような韓国の民主主義にとって、二〇〇二年の大統領選挙における盧武鉉の当選は、大きな意味を有している。何故ならば、それは盧武鉉がこの「第六共和国」体制に対して、それまでの民主化以後の歴代の大統領とは、全く異なる系譜に属しているからである。

それまでの韓国における民主化後の歴代大統領、即ち、盧泰愚、金泳三、金大中は、正に彼等自身が、一九八七年における民主化を巡る政治状況を主導した人々であり、また、一九八七年の民主化を巡る政治的妥協の中心となった人物であった。だからこそ、彼等はどれほど政治や、選挙の結果に不満を持とうとも、自らが過去に行った行動により制約され、「第六共和国」体制を守るべく行動することとなった。自らの作った「第六共和国」体制の原理に逆らって行動することは、それ自身が彼等の政治家としての正統性を掘り崩すことを意味していたからである。

これに対し、盧武鉉の立場は異なっていた。一九八七年の民主化と、その直後に行われた盧泰愚政権の成立は、韓国の民主化運動勢力に大きな分裂を齎した。即ち、金泳三、金大中を中心とする多くの人々が、選挙の敗北を受け止め、次、或いは次の次の大統領選挙における機会に賭けたのに対し、一部の勢力は、一九八〇年における粛軍クーデタにおける一方の当事者である盧泰愚を大統領に戴く政権を、事実上、全斗煥の率いた「第

³⁷ 第三共和国の体制が、発足の時点では決して定まったものではなかったことについては、例えば、『京郷新聞』一九六四年七月一日の朴正熙の発言。

五共和国」の延長にあるものとして、厳しく批判した。盧泰愚政権の正統性を認めることを拒否した彼等は、政権は勿論、政党政治家として国会に参加することも潔しとせず、野に留まり続けることとなる。所謂「在野」と呼ばれた人々である。一九八七年の民主化は言わば「未完の民主化」であり、民主化闘争は継続されなければならない。そう主張する彼等の叫びは、しかしながら、この時点では彼等の主張は韓国社会に受け入れられることはなく、彼等は「野」に留まり続けることとなった。盧武鉉はこの「在野」の人脈に属しているのである。

「野」に在ることを強いられた彼等にとって転機となったのは、金大中政権であった。一九九七年の通貨危機の中誕生した金大中政権は自らの清新さを強調し、また、社会からの追加的支持を獲得する為にも、それまでの「在野」人脈を積極的に登用した。盧武鉉を中心とする彼等は、こうして「野」、言い換えるなら、「第六共和国」のアウトサイダーから転じて、インサイダーとなることとなる。盧武鉉はこうして政権内部に足がかりを作り、与党、民主党を換骨奪胎する形で、政権を掌握した。周知のように、政権を獲得した盧武鉉は、自らの政権を、市民による「革命」政権であるとして明確に位置づけた。政権は、金泳三、金大中両氏に近い従来の政党勢力は勿論、主要新聞メディアや、財閥をも、「守旧勢力」として排斥し、憲法そのものを含む今日の韓国の諸制度を改革する必要を主張した。「第六共和国」を支えてきた制度への信頼は失われ、その制度を支えてきた諸勢力は力を失った。「韓国が目指すべき民主主義はどういうものであるべきなのか」。その中で、嘗てと同じ疑問が、人々の間から発せられるようになっていく。

第八節 日韓関係への影響

そして、このような韓国における状況は、国内政治のみならず、外交に対しても長い影を落としている。何故なら、一九八七年に韓国社会において実現された民主主義という名の韓国の「あるべき体制」を巡る合意は、その国際社会における韓国の「あるべきあり方」を巡る理解とも密接に関係していたからである。重要なのは、一九八七年、という時期が、未だ冷戦終焉の以前であったということである。即ち、当時においては、依然として朝鮮半島においては、米韓同盟と日米同盟という「未完の三角同盟」を背後にする韓国と、中朝、ソ朝の二つの友好協力相互援助条約によりソ連と中国との同盟関係を有する北朝鮮が対峙する状況にあった。そのような状況の中、当時の韓国は、潜在的或いは顕在的な反日、反米感情を封じ込め、日米両国を友好国とすることを余儀なくされたのである。言い換えるなら、一九八七年の国民的合意とは、一つには民主主義を巡る国内体制に対する合意、そうして、もう一つは、国際社会における韓国の位置づけを巡る外交戦略に対する合意、という相互に密接する双子の或いは二重の合意に他ならなかった。

そして、今、両者が共に揺らいでいる。主として国内政治を巡る政治的闘争の結果、「第六共和国」を支えた理念そのものに強い疑義がもたれるようになり、その結果、この体制を支えてきた諸勢力もまた、急速に地歩を失った。「第六共和国」を支えた勢力の後退は、即ち、「第六共和国」期の韓国における、それまでの国際関係を巡る基本的枠組みを支えてきた勢力の後退を意味している。「第六共和国」の基本理念に挑戦して現れてきた新しい勢力は、当然のように、「第六共和国」を背後から支えてきた国際的枠組みにも挑戦した。二〇〇二年の大統領選挙において、盧武鉉の大統領当選を強く後押ししたのが、在韓米軍による女子中学生轢死事件を契機とする強力な反米感情であったことは、このことを如実に示している。少しずつではあるが確実に、韓国が日米との関係を基軸にする、「未完の三角同盟」から、抜け出そうとしていることは、誰の目にも明らかである。

厄介なことは、とはいえ、このような「第六共和国」期の韓国を支えた様々な理念や枠組みへの信頼の弛緩が、直ちに韓国の人々が新たな国内的、そして国際的な体制への移行を完了したことを意味しない、ことであろう。韓国が一九八七年の民主主義を巡る劇的な合意へと至るまでには長い道のりを必要としたことは既に述べた通りである。今日における韓国の政治を巡る国内的、或いは国際的枠組みに関する合意の喪失は、結果として、韓国の政治を大きく流動化させているように見える。そして、そのことは日韓関係においても例外ではない。つまり、従来の日韓関係には一つの明確な前提があった。それは歴史問題に代表されるような如何なる問題が存在しようとも、日韓ともかく、友好関係を保たねばならず、互いの存在なくしては、自らの発展、更に

は存在さえあり得ない、という理解であった。言うまでもなく、このような理解は、国力において劣り、国際的にもより困難な位置に置かれた韓国においてより鞏固に存在し、それこそが、様々な内部での葛藤を抱えながらも、韓国を日本の側につなぎとめる役割を果たしてきた。

しかしながら、一九八七年の国民的合意とその産物である「第六共和国」体制の弛緩は、当然のことながら、日韓関係のあり方をも変えることとなる。冷戦の終焉と、グローバル化の中、韓国を取り巻く状況が目まぐるしく変わる中、韓国は今、自らが何者であり、何者であるかを、再び問いつつある。その中で、この国が、自らが日本という隣国とどのように向き合うべきかをも、問わねばならないことは、ある程度、当然のことであるのかも知れない。そして同じ問題は、我々にもまた、投げかけられているのかもしれない。